

令和6年度 建設業及び建設設備業請負促進支援事業

奨励金支給要領

1. 趣旨

町内経済の活性化を図るため、町内の建設業者にリフォーム等の工事を発注する町民に対し、奨励金を支給する。

2. 対象

①町内に住所を有する個人で、町内に本店を有する建設業者または当会会員の建設業者に令和6年6月1日以降に工事を発注する方。

(認められない例)

- ・賃貸物件の改修
- ・店舗兼用住宅の店舗部分

②令和6年度中の申請は一世帯一回までとする。尚、過去に支給を受けている方も申請は可。

3. 申請・請求方法

①当会ホームページ「奨励金を受け取るまでの流れ」の手順に従い申請する。(提出書類の不備がある場合受付いたしません。)

②窓口申請のみ受け付けます。奨励金の請求・受領も同様とする。

③来所者は、申請者(家族を含む)、請負建設業者のいずれでも可とする。

4. 受付期間

①受付期間は令和6年6月3日(月)から令和6年12月13日(金)までとする。尚、受付期間中であっても申請数が予定数を超えた場合、受付を締め切る。

②工事は令和7年1月31日(金)までに完了すること。

③完了届出書(様式2)を令和7年2月14日(金)までに伊奈町商工会に提出すること。

④上記期間内に工事の完了並びに完了届出書の提出が行われなかった場合、奨励金交付決定通知を受けていても、奨励金は支給されません。

5. 補助内容

①工事を伴う費用が10万円以上(消費税込みの金額)の場合、奨励金を伊奈町内共通「お買い物物券」で1万円分支給する。

②交付決定通知を受けていても、工事後代金が10万円未満となった場合、奨励金は支給されません。

③支給されるお買い物物券は、完了届出書(様式2)の提出日が発行日となる。

④支給されたお買い物物券は、いかなる理由においても返品、返金は受付いたしません。

6. その他

①上記の対象であっても当会会長が不適切であると判断した場合、奨励金が支給されない場合があります。

②この要領に定めるもののほか、必要な事項が発生した場合は当会会長の判断により決定します。

※ 申請書等、提出した書類は、採否にかかわらず一切返却しないものとする。

※ 記載された個人情報、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。